

りそなの遺産整理業務

# 相続手続代行サービス

大切な財産をまもり、  
活かすためにお手伝いします



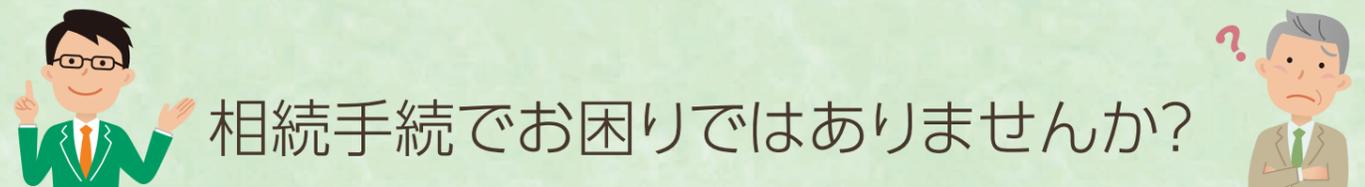
# はじめに

## 相続をスムーズに行うために

大切な方を亡くされ、悲しみの中にいらっしゃるなか、各種のお届けや相続人の同意による遺産分割等、今後のお手続きにご不安をお持ちではないでしょうか。りそなの遺産整理業務は相続に伴う様々な点についてお客さまのお手伝いをさせていただく業務です。りそな銀行は、経験とノウハウを備えたスタッフを相続に関する分野に配し、お客さまのご要望にアドバイスさせていただきます。お気軽にご相談ください。

## 遺産整理業務に関するご留意事項

- りそな銀行は、相続人全員と契約を締結し、相続人の代理人として被相続人の遺産（原則として不動産および金融資産）にかかる相続手続を代行いたします。法的に有効な遺言がある場合は、当該遺言の執行者が行うべき相続手続の履行補助をいたします。（遺言書をご提出いただきます）実際にご提出いただく書類は、担当者からご説明いたします。なお、審査によりお申込みの意に添えない場合があります。
- 相続人が複数いる場合には、代表相続人をご指定いただき、代表相続人がりそな銀行に行ったご指示は相続人全員からのご指示として取り扱わせていただきます。（りそな銀行から代表相続人に対して行う報告は、相続人全員に対する報告とさせていただきます）
- りそな銀行が行う相続財産の調査・収集は、相続人の皆さまから提供していただく情報にもとづき行うものであり、遺産の完全な調査をお約束するものではありません。
- 相続をめぐって相続人の間で争いが生じた場合、りそな銀行は特定の遺産分割協議案で合意するよう斡旋（あっせん）したり、相続人同士の話し合いを調停したりすることは一切できません。
- 相続人の間で法的紛争が生じた場合、ご契約後長期間が経過しても遺産分割協議が成立しない場合、その他遺産分割手続に著しい時間を要すると判断した場合には、りそな銀行から契約を解除させていただく場合があります。



## 相続手続でお困りではありませんか？

### ？ どのような手続をしたらよいのかわかりません

公的機関へのお届出や、預貯金・不動産・株式等の名義変更、相続税の申告・納付など、複雑な手続が必要です。



### ？ 忙しくて相続手続を行う時間がありません

手続に期限が定められている場合があります。金融機関ごとに相続手続が異なるなど、働いている方や、ご高齢の方には大きな負担になります。



### ？ 相続人が遠くに住んでいて集まれません

相続人が遠くに離れていると、集まって相談することも難しいので、相続手続が進みづらくなることがあります。



### ？ 将来も考えてどうやって分ければいいかわかりません

二次相続への対応や事業承継、分割後の資産活用などについては専門的な知識が必要になることもあります。

※当社が遺産分割について相続人間の調整をすることはできません



### ？ 税金や不動産のことを誰に頼めばいいかわかりません

専門家にも得意な分野があります。円滑な相続手続には業務に精通した専門家に依頼することが欠かせません。



### ？ 他の相続人にきちんと説明できるか心配です

見落としや勘違いにより相続手続をやり直したり、他の相続人から説明を求められることもあります。



# 主な相続のお手続き

手続き事項	手続きの窓口	手続き事項	手続きの窓口
死亡届	市区町村役場	自筆証書遺言の検認	家庭裁判所
世帯主の変更		相続の放棄・限定承認	
児童扶養手当の認定請求		戸籍の収集・相続人の確認	市区町村役場
介護保険資格喪失届	市区町村役場 (社会保険・厚生年金は勤務先)	財産の調査と財産目録の作成	市区町村役場・法務局ほか 取引金融機関
健康保険証		遺産分割協議書の作成	—
年金手帳	所轄警察署など	所得税納税・還付(準確定申告)	所轄の税務署
運転免許証		不動産所有権移転登記	所轄の法務局
パスポート	都道府県旅券課	預貯金 名義変更・換金	銀行・ゆうちょ銀行
厚生年金	年金事務所 年金相談センター	株式・債券等 名義変更・換金	証券会社・証券代行会社
国民年金		相続税申告・納税	所轄の税務署
遺族年金・寡婦年金	市区町村役場 年金事務所 年金相談センター	会員権名義変更	ゴルフ場など
死亡一時金		電話加入権移転	電話会社
葬祭料(埋葬料)の受領・高額療養費還付手続	市区町村役場 全国健康保険協会の都道府県支部 健康保険組合など	公共料金の変更	加入会社
生命保険金の請求	生命保険会社	自動車の名義変更	所轄の運輸支局等
扶養控除異動申告	ご自身の勤務先	クレジットカード解約、未払金精算	加入会社
社員証返却・給与、退職金等	故人の勤務先		

  遺産整理業務でりそな銀行がお手伝い可能  
  ご希望の場合は税理士の紹介が可能

- 上記は作成日時点での法令や税制等にもとづき情報の提供を目的として一般的な法律や税務上の取扱いを記載しています。さまざまな条件により本資料の内容と異なる取扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。具体的なお手続きにあたっては、必ず市区町村役場や年金事務所などの窓口にお問合せください。
- 本資料の内容の妥当性や正確性について当社は責任を負うものではなく、また本資料は将来予告なく変更されることがあります。

## 相続の手続ならりそなにご相談ください

お忙しい相続人の皆さまのために経験豊富なスタッフが財産に関する手続やアドバイスを行います。



多くの方々にご利用いただいています



### 相続人の確認



※戸籍等の収集、準確定申告(所得税納税・還付)や相続税申告などについて、ご希望の場合はそれぞれの専門家を紹介することもできます。

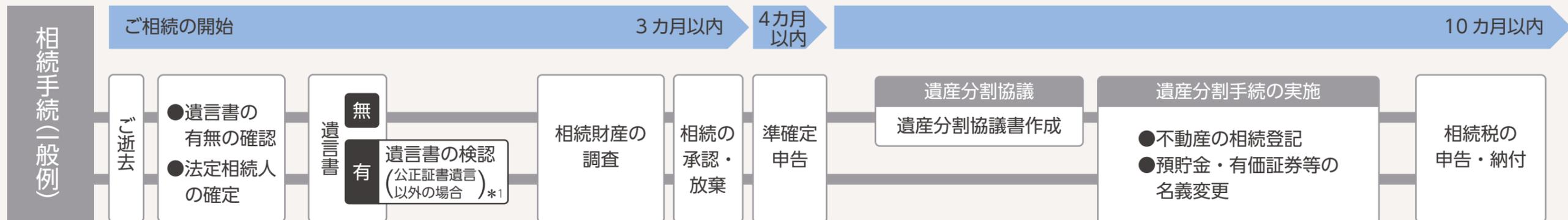
### 相続財産の調査



### 相続財産の名義変更・換金



# 相続手続の流れ



※お客様の遺産内容等により、お手続等は異なり、時期は変動します。

## りそなの遺産整理業務

1

相続手続に関する事前のご相談

無料

相続人の方から遺産の概要や相続人の状況をお伺いし、相続にともなう手続の概要と、相続に必要な書類などについてご説明します。



2

遺産整理委任契約

相続人の方々全くとりそな銀行との間で「遺産整理に関する委任契約」を結び、代表相続人を選定いただきます。代表相続人の方にはりそな銀行へのご指示や連絡の窓口をお願いしています。



3

（税理士のご紹介）

ご依頼のある場合、税務申告を行う税理士をご紹介します。※個別の税務相談は税理士等の専門家にご相談ください。



4

遺産の調査・収集と相続財産目録の作成

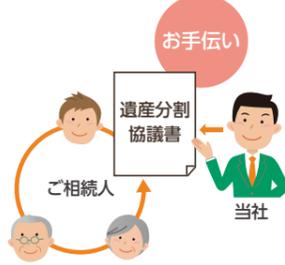
相続人の方々にご協力いただき、財産や債務を調査し相続財産目録を作成します。これにともない権利証や預貯金通帳、有価証券などをお預りさせていただきます。



4

遺産分割手続についてのご説明

相続財産目録をもとに相続人の方々全員による遺産分割協議を行っていただき、「遺産分割協議書」を作成していただきます。



5

遺産分割手続の実施

遺産分割協議書等にもとづき、不動産、預貯金、株式などの財産について、名義変更や換金処分を行い、相続人の方々へお引渡しいたします。



6

相続税等諸税の納付代行

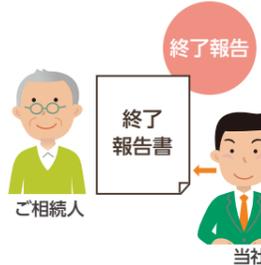
遺産分割の内容にしたがって、各相続人の納税資金計画を立案すると同時に、納税資金調達のための財産処分のお手伝いをし、納付の代行をいたします。



7

遺産整理業務終了のご報告

相続財産の名義変更などが完了した段階で、相続人の方にご報告をして業務を終了いたします。



相続手続代行サービス

1 から 7 までの業務を行います

相続手続安心パック

1 2 5 7 の業務を行います

行いません

行いません

行いません

※ご依頼のある場合、税務申告を行う税理士をご紹介します  
 (\*1)「法務局における遺言書の保管等に関する法律」にもとづき法務局に保管されている遺言書については不要  
 (2020年7月以降)

# ご用意いただく書類等

## 被相続人

- 出生までさかのぼる戸籍謄本等一式
- 住民票除票
- 法定相続情報一覧図の写し

## 相続人等

- 戸籍謄本等
- 住民票等
- 印鑑証明書

## 不動産

- 登記事項全部証明書
- 地図（公図）
- 固定資産評価証明書
- 固定資産課税台帳（名寄帳）

## 金融資産

- 預貯金等の通帳等・残高証明書
- 取引報告書等

## その他

- 遺産分割協議書
- 遺言書 等

※必要書類は場合により異なりますので、あらかじめ営業店にご確認ください。  
上記以外にも書類が必要になる場合がございます。



# 相続手続代行サービス

## 相続手続代行サービスの特徴

- 相続人の数や財産内容にかかわらずお申込みいただけます
- 遺産の調査が必要なお客さま向けの基本プランです
- 遺産分割協議書等にもとづき遺産の名義変更・解約をいたします



## りそな銀行が申し受ける費用

- 以下①②を合計した財産額（債務差引前）に下記①②の割合を乗じて計算した額の合計金額
  - ① 不動産は所有権の移転登記申請時における登録免許税の課税標準<sup>※1</sup>
  - ② 不動産を除く資産は相続時の時価  
※時価は相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額（各種特例の適用前）による
- ① りそなグループ各銀行のお預り資産<sup>※2</sup>の0.33%（税込）
- ② 上記①を除くその他の財産については以下の表に示した割合（下記の金額に該当する部分について）

		(税込)
5,000万円以下		2.20%
5,000万円超	1億円以下	1.65%
1億円超	3億円以下	1.10%
3億円超		0.55%

最低報酬額を1,100,000円（税込）とさせていただきます。



### 財産等について

- ※1 登録免許税の課税標準とは固定資産税評価額があるときはその価額となります。新築建物などで固定資産税評価額が付されていないものは登記官が定めます。
- ※2 りそなグループ各銀行のお預り資産とは、りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行にお預入れの預金・信託・投資信託・国債等をいいます。

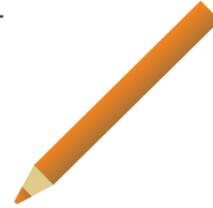
## ▶ 上記以外にお客さまにご負担いただく費用（遺産整理業務に共通）（ご参考）

- 戸籍謄本等、法定相続情報一覧図の写し、固定資産評価証明書、不動産登記簿謄本等の取得費用
- 不動産相続登記に係る登録免許税、司法書士報酬、相続税申告等に要する税理士報酬
- 預貯金等の残高証明書等の発行手数料 など

# 相続手続安心パック

## 相続手続安心パックの特徴

- ✓ 相続税申告の必要がないお客さま向けの手数料を抑えたプランです
- ✓ 事前に遺産分割方法を決めていただくことで、不動産の名義変更、預貯金等の解約をスピーディに行います
- ✓ 遺産の調査・収集、相続財産目録の作成をいたしません



## 「お申込み条件」および「りそな銀行が申し受ける費用」

### 前提条件

- 相続人は5名以下
- 相続財産は不動産と金融資産(株式を除く)のみ
- 取引金融機関は証券会社を含まず、かつりそな銀行のみではない
- 本契約時までには遺産分割協議がととのう見込みで財産目録は不要

### 基本要件

- 不動産は自宅(私道負担含む)のみ
- 取引金融機関は5社以内

以上の全てを満たす場合 **基本手数料 ▶ 550,000円(税込)**

——— 上記の基本要件にあてはまらない場合の追加要素と手数料 ———

### 追加要素

- 自宅を除く不動産の件数<sup>[\*1]</sup>
- 取引金融機関が5社を超える件数

追加手数料 ▶ 1件増えるごとに **88,000円(税込)**

追加要素数の上限 ▶ 累積して3件まで<sup>[\*2]</sup>

### 追加要素がある場合の手数料計算例

#### 例1

不動産は自宅と駐車場、金融機関6社の場合  
基本要件+ 追加要素2件(不動産1件・金融機関1件)  
550,000円+88,000円×2件=726,000円(税込)

#### 例2

不動産は賃貸併用自宅、金融機関8社の場合  
追加要素4件(不動産1件・金融機関3件)  
➔相続手続代行サービスでの取扱いとなります。  
(追加要素は3件までのため)

\*1 建物1棟とその底地を1件、建物所有以外の目的で利用する土地については同一の用途に供する一団の土地を1件とし、賃貸併用自宅は自宅に含めず1件とします。

\*2 契約後あらたな資産が判明し、対象となる条件を満たさなくなった場合は、相続手続代行サービス(前ページ)のご契約となり手数料は異なります。

※上記以外にお客さまにご負担いただく費用がございます。前ページをご確認ください。

(2019年10月現在)

# 相続税について

- 相続税は亡くなった人の遺した財産が相続税の基礎控除額を超える場合にかかります。
- 相続税申告・納付は相続により財産を取得した人が被相続人の死亡を知った日の翌日から10か月以内にする必要があります。

## 相続税の課税対象となる財産

- 1 被相続人が相続開始時点で所有していた財産は原則として相続税の対象となります。
- 2 祭祀財産や特定の団体に寄附した財産などは非課税財産として相続税の対象となりません。
- 3 借入金などの債務、葬儀費用は、相続財産から差し引くことができます。

$$1 - 2 - 3 = \text{相続税の課税価格}$$

## 相続税の基礎控除額の計算方法

基礎控除額

3,000万円+600万円×法定相続人の数

$$\text{課税遺産総額} = \text{相続税の課税価格} - \text{基礎控除額}$$

⚠ 課税遺産総額がプラスとなる(課税価格が基礎控除額を超える)可能性があるときは、相続税申告が必要となる場合があります。遺産分割方法が納税額に影響する場合がありますので、早めに税理士など専門家への相談が望ましいと思われます。



## 忘れがちですが以下の財産も相続税の計算上は財産に加算します

### ■ 被相続人の死亡により受取る生命保険金(被相続人が保険料の支払者の場合)

ただし、法定相続人が受取る場合は生命保険金のうち「500万円×法定相続人の数」まで非課税

### ■ 被相続人の死亡により受け取った退職金や功労金等

ただし、法定相続人が受取人の場合はこれらの金額のうち「500万円×法定相続人の数」までは非課税

### ■ 相続人・受遺者に対して相続開始前3年以内に贈与された財産

ただし、相続人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合にはそのひとが選択後に受けたすべての生前贈与財産も課税対象財産となります

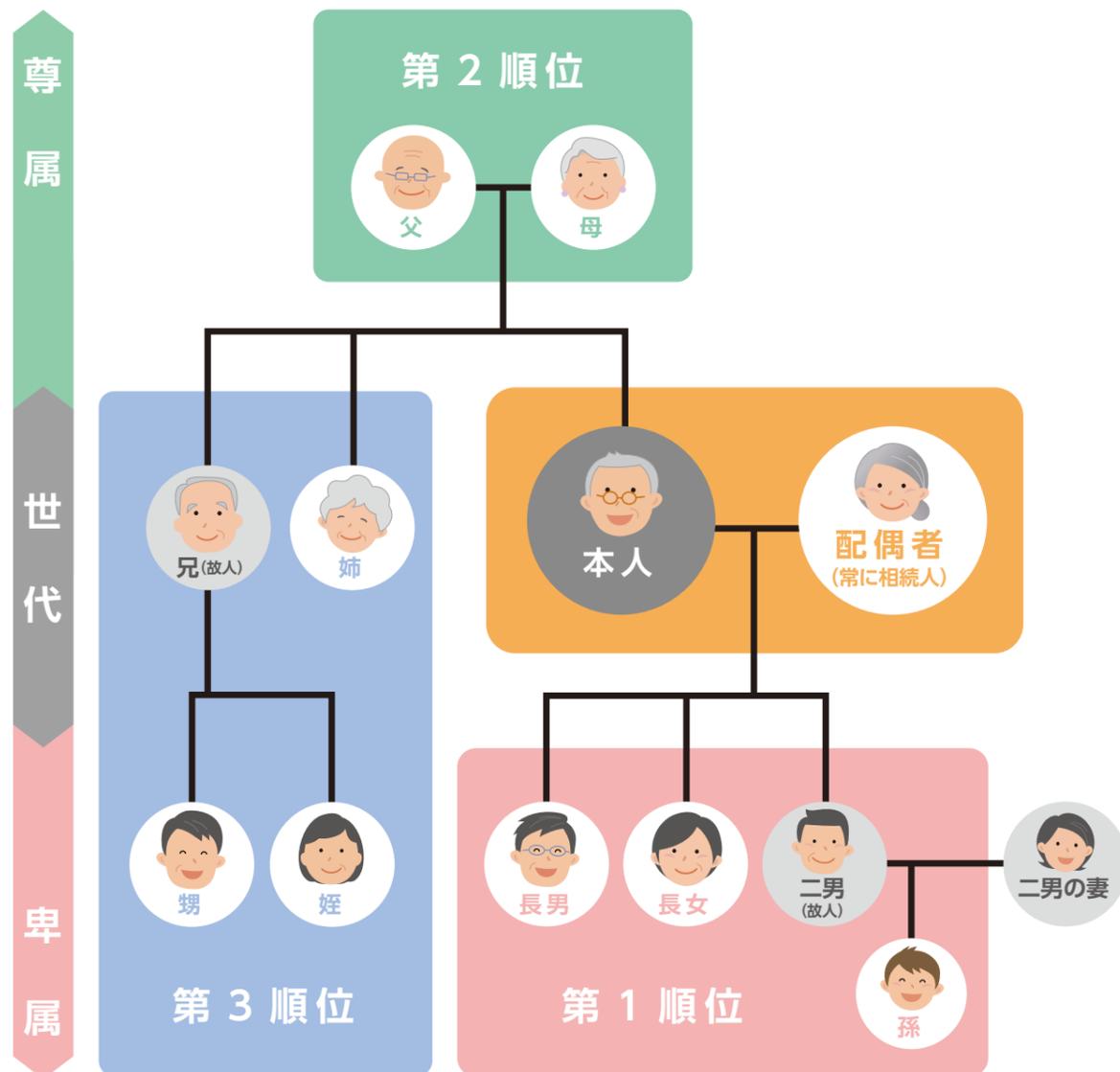
※上記は相続税に関する概要です。詳しくは税務署や税理士など専門家にご確認ください。

# 法定相続人の範囲と順位

誰がどういう順位で相続人になるかについては民法で規定されています。

配偶者は常に相続人です。第1順位は子、第2順位は直系尊属、第3順位が兄弟姉妹です。(第1順位がいなければ⇒第2順位、第2順位がいなければさらに⇒第3順位となります)

胎児はすでに生まれたものとみなされ相続人になります。子が先に亡くなった場合は、孫が代襲相続人になります。孫も亡くなっているときは曾孫が代襲相続人になります。兄弟姉妹が亡くなっている場合は甥や姪までが代襲相続人になります。(甥、姪の子以降になることはありません)



# 法定相続分

民法で定められている各相続人が受取る財産の割合を「法定相続分」といいます。

相続人	法定相続分
1 配偶者と子(または孫)*1	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$
2 配偶者と父母(または祖父母)*2	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{3}$
3 配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)*1	$\frac{3}{4}$ $\frac{1}{4}$
4 配偶者のみ	全部
5 子(または孫)*1のみ	全部
6 父母(または祖父母)*2のみ	全部
7 兄弟姉妹(または甥・姪)*1のみ	全部

\*1 ( )内は代襲相続(子、兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合に相続人に代わって相続すること)が発生した場合の相続人。

\*2 父母がすでに亡くなっている場合には存命の祖父母が相続人になります。

※実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。

1、5の場合、子はその法定相続分を人数により均分します。

2、6の場合、父母はその法定相続分を均分します。

3、7の場合、兄弟姉妹はその法定相続分を人数により均分します。一方の親が異なる場合の法定相続分は父母とも同じ兄弟姉妹の2分の1となります。

# 遺産分割協議

## 遺言がある場合

■遺言による遺産分割方法の指定は遺産分割協議よりも優先されます。

## 遺言がない場合

■法定相続人全員による遺産分割協議により相続財産の分割方法を定める必要があります。その際には民法で定められた法定相続分がひとつの目安になりますが、法定相続人全員が同意するのであれば別の割合でも構いません。

■法定相続人を一人でも欠いた遺産分割協議は無効です。法定相続人に未成年者や制限能力者がいる場合は、法定後見人や特別代理人を交えて遺産分割協議をする必要があります。法定相続人全員が同意する遺産分割の方法が定められない場合には、家庭裁判所に調停・審判を求めることになります。

# 特別受益と寄与分

## 特別受益

■相続人の中に、被相続人から婚姻や養子縁組のため、または生計の資本として贈与を受けた人がいる場合、それらの贈与の金額（特別受益）を遺産に含めて相続分を計算します。

## 寄与分

■相続人の中に被相続人の事業を手助けするなど、財産の増加・維持等に特別の寄与があったと考えられる人がいる場合、その人の業績とみなされる部分（寄与分、それらの寄与を行った相続人が別途受け取ります）を除いて相続分を計算します。



# 具体的な分割方法

不動産や預貯金など、さまざまな財産を現物分割する場合、法定相続分ぴったりの比率で分割ができるとは限りません。その場合、法定相続人全員が合意するのであれば、下記のような方法により法定相続分とは異なる遺産分割協議を行っても差し支えありません。

方法	内容
現物分割	自宅を長男に、アパートを二男になど、相続財産を現状有姿のまま分割する方法です。
換価分割	相続財産には金融資産などのように分割しやすいものと、不動産などのように分割しにくいものがあるため、例えば、財産が自宅だけで、それを子ども3人で分割しようとする場合、自宅を売却して代金を分割する方法です。
代償分割	相続人の一部が自宅に住んでおり、簡単に売却することもできない場合、相続人の一人が自宅を相続し、その代わりに相続人固有の財産から他の相続人に現金などの補償金を支払う方法です。

# 遺産分割協議書の作成

遺産分割協議の結果は、不動産登記などの必要もありますので、遺産分割協議書として書面にしておくのが一般的です。

## 遺産分割協議書の例



### 遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇の遺産については、同人の共同相続人全員において分割協議を行った結果、本日次のとおり各相続人が遺産を分割し、取得することに決した。

壱、相続人〇〇〇〇の取得する財産

- (一) 土地 〇〇県〇〇市…
- (二) 建物 同所〇〇番地…

式、相続人△△△△の取得する財産

- (一) 〇〇株式会社発行の株式〇〇株
- (二) 株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金〇〇円

参、相続人〇〇〇〇の負担する債務

葬儀費用

上記のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇〇〇 印

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
△△△△ 印

りそな銀行信託代理店

## 明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1

TEL 03-3283-8111

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

信託業務（併営業務）契約の締結媒介のご案内

- 所属信託兼営金融機関：株式会社りそな銀行
- 当社は、信託業務（併営業務）の契約の締結の媒介を行ないます
- 当社は、お客さまから当該併営業務の契約に係る財産の預託を受け  
けることはありません